

・年間上場料

純資産総額のうち

- (a) 5 億円以下の金額につき 50 万円
- (b) 5 億円を超え 50 億円以下の金額につき
2 億5,000 万円以下を増すごとに 7 万円
- (c) 50 億円を超え500 億円以下の金額につき
25 億円以下を増すごとに 7 万円
- (d) 500 億円を超える金額につき
250 億円以下を増すごとに 7 万円

・計算方法

3 月末日を支払期日とする年間上場料 (8 月から 2 月までに上場した場合)	
新規上場日の属する月	年間上場料
前年の 8 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 1 の額に純資産総額 による年間上場料の半額を加えた額
前年の 9 月	純資産総額 による年間上場料の半額
前年の 10 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 5 の額
前年の 11 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 4 の額
前年の 12 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 3 の額
1 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 2 の額
2 月	3 月末日には年間上場料をお支払いいただく必要はありません

9 月末日を支払期日とする年間上場料 (2 月から 8 月までに上場した場合)	
新規上場日の属する月	年間上場料
2 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 7 の額
3 月	純資産総額 による年間上場料の半額
4 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 5 の額
5 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 4 の額
6 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 3 の額
7 月	純資産総額 による年間上場料の 12 分の 2 の額
8 月	9 月末日には年間上場料をお支払いいただく必要はありません

純資産総額 : 上場日現在における純資産総額

純資産総額 : 前年の 12 月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている、上場後最初に終了する営業期間若しくは計算期間に係る有価証券報告書又は当該営業期間若しくは計算期間開始の日以後 6 か月間に係る半期報告書のいずれかに基づく純資産総額 (いずれも提出されていない場合には、上場日現在における純資産総額)